

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

博多祇園山笠



博多祇園山笠は、7月1日の飾り山笠の公開から、15日早朝の追い山まで、博多の一大イベントです。

「集団山見せ」や、「追い山ならし」は、街で出会うことができますが、“追い山”は、残念ながら毎年テレビでのみです。

一度はあの勇壮な“追い山”を直接見たいと思っています。

今年も、いくつかの飾り山笠を“スマホ”で撮影し、祇園山笠気分を一瞬味わいました。

復旧復興が急がれる 九州北部豪雨被災地まだ手付かず

7月初旬からの豪雨によって、福岡県の朝倉市と東峰村で、そして大分県の日田市では、山が大きく崩れ落ち、濁流が山裾の家々や鉄橋や田畑を押し流し、想像を絶する被害が起きてしまいました。

朝倉市は、柿や葡萄の産地であり、風光明媚で三連水車に魅せられて何度も遊びに行

暑中お見舞い申し上げます



今年は、30℃を越す猛暑が続き、朝倉地域をはじめ、各地で豪雨による甚大な被害がでています。

くれぐれも健康管理に留意して、この夏を乗り越えられますよう心から暑中お見舞い申し上げます。

ったことがあります。

東峰村は、小石原焼で有名なところ。友人たちを誘い、焼き物とそばを求めて良く通ったもの。大分県の日田市も、3月のお雛めぐりや、小鹿田(おんだ)焼の里にもでかけたところ。

しかし、テレビニュースで流れる被災地の映像は、一瞬にして失われた尊い命や、楽しかった日常を奪われてしまった被災地の皆さんの無念さに胸が締め付けられます。

日田市の小鹿田焼の里では、国の伝統重要無形文化財に指定されている唐臼(からうす)が流失・破損。支援の手が届かず、復旧のめどが立たない状況だといいます。

仕事で、九重町まで大分道路を通ると2週間たっても手付かずの被災地の風景が広がっていました。

市の被災地救援の物産品の販売が行われていましたが、多くの人達が立ち寄り、物産品の購入と募金に応じられていました。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>

被扶養家族の限度額適用

Q&A

Q： 社員の被扶養家族の「限度額適用認定」の手続きを教えてください。

A： 健康保険協会へ「健康保険限度額適用認定申請書」を提出すれば、「限度額認定証」が届きます。

医療機関に受診される際に、この「限度額認定証」を「健康保険証」と合わせて提示されれば、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、窓口でのお支払額が軽減されます。

Q： 認定証の有効期間は、どのくらいですか？

A： 申請書を受け付けた日の属する月の初日から、最長で1年間の範囲となっています。

注：この認定証は、70歳未満の方が対象です。被保険者も活用できます。70歳以上75歳未満の場合は、申請の必要はありません。70歳以上の方は、「高齢受給者証」を保険証と合わせて提示することにより、窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。

(1事業場につき年3回が限度)

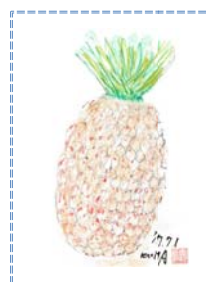
※昨年度に比べ、次の2点で、活用しやすくなりました。

ア、事前登録の要件が不必要。

イ、助成金の支給申請が、翌年度の6月30日まで可能。

*詳細についてはお問い合わせください。

手でほぐれるパイナップル



珍しいパイナップルをいただいた。スナックパインというらしい。

実の底に包丁を入れると、そのあとは、手で果肉が欠きとれる。

はじめての経験だったが、ぽろぽろと欠きとれたパイナップルは、やっぱり、甘くておいしかった。

あとがき

九州北部豪雨被災者の皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。

豪雨災害報道の中、友人からの電話やメールが相次ぎました。

「雨大丈夫?」「本当に大丈夫ね、何か心配なことあったら知らせてね」と。有難い心遣いに感謝です。

被災地では、復旧が、まだまだ、手付かずの状況もあるようですが、近隣自治体による人的な支援や被災瓦礫の受け入れ、ボランティアセンターの開設など、いろんな形での支援も広がっています。

私にできる支援をと思っています。



助成金情報

ストレスチェック助成金

小規模事業場（労働者数50人未満）が産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した場合に、次の費用が助成されます。

- ① ストレスチェックの実施に対する助成
 - ・従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。
- ② ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成
 - ・医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com